



# 令和5年12月、令和6年1月、 2月、4月保育園入所申し込み

## 新規入所・転園・月極延長保育申し込みについて

令和5年12月、令和6年1月、2月、4月の新規入所・転園・月極延長保育申し込みについては、以下とおり受け付けします。すでに申し込みをされている方で、申込書の有効期限が切れる方（令和5年度申し込みの方）も下記の提出期間中に申し込みが必要です。

### 注意！

申込書の有効期間は、教育・保育給付認定の有効期間または入園希望月の属する年度の末日のうちいずれか早い時期です（ただし、令和5年12月、令和6年1月、2月申込書の有効期限は、教育・保育給付認定の有効期間または令和6年度末のうちいずれか早い時期となります。）。引き続き入園を希望される場合は、期限が切れる前に改めて申し込みが必要です。有効期限が切れても区から通知はいたしません。

## 提出期間（申し込み後の変更も含まれます。）

申込締切日の間際は、受付窓口が大変混雑します。  
余裕を持ってお早めにお申し込みください。

### 【令和5年12月 提出期間】

令和5年10月2日（月）～10月31日（火） 午後5時まで

### 【令和6年1月、2月、4月（第1回）提出期間】

令和5年10月2日（月）～11月30日（木） 午後5時まで

### 【令和6年4月（第2回）提出期間】

令和6年2月1日（木）～2月14日（水） 午後5時まで

※ 利用調整（第2回）は、1回目の利用調整後に内定辞退などで空きが生じたクラスについて行います。

## 提出場所

- 中央区役所6階保育課保育入園係
- 中央区保健所
- 日本橋・月島特別出張所
- 日本橋・月島保健センター
- 区内認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所
- マイナポータル「ぴったりサービス」によるオンライン申請でも申し込みを受け付けています。

※申込締切日は、各利用希望月の申込締切日の7日前までです。

- 郵送でも申し込みを受け付けています（FAX・メールでの申し込みはできません。）。

宛先：〒104-8404

東京都中央区築地1丁目1番1号

中央区福祉保健部保育課保育入園係 宛て

※申込締切日必着です。ご注意ください。

マイナポータル  
「ぴったりサービス」



## 4月入園までの日程

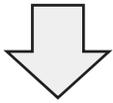


申込締切日の間際は、受付窓口が大変混雑します。  
余裕を持ってお早めにお申し込みください。

※定員に空きがなく、入園できないことがあります。

※待機児童対策事業の利用調整は4月利用調整（第2回）後に行います。

教育・保育給付認定申請および4月入園（第1回）申込締切 令和5年11月30日（木）



- 不足書類または書類不備がないか確認の上提出してください。
- 利用調整は締切日（11月30日）までに提出された書類を基に行います。  
締切日を過ぎて提出された書類は4月入園（第2回）以降の利用調整で審査の対象とします。

利用調整（第1回）

令和6年1月下旬（予定）



- 就労先やご家庭への電話や訪問などにより、お子さんの保育ができない状況について確認させていただく場合があります。

利用調整（第1回）結果通知発送

1月31日（水）頃



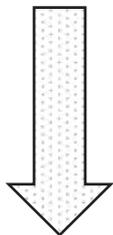
- 利用調整の結果を利用調整（第1回）対象者全員に文書で通知します（保留通知書は送付しません。）。  
通知前の結果問い合わせには応じかねますので、あらかじめご了承ください。

面接・健康診断（第1回内定者）

2月中（予定）

- 入園が内定した保育園で行います。母子健康手帳をお持ちの上、お子さんと一緒に内定した保育園に行ってください。

教育・保育給付認定申請および4月入園（第2回）申込締切 2月14日（水）



- 利用調整（第2回）は1回目の利用調整後に内定辞退などで空きが生じたクラスについて行います。
- 利用調整（第2回）の対象となる方は、利用調整（第1回）で内定しなかった方および第2回提出期間中に新規で入園・転園・延長保育の申し込みをされた方です。
- 利用調整（第1回）で内定した方が利用調整（第2回）に申し込みをする場合、利用調整（第1回）の内定を辞退しないと申し込みできません。この場合、利用調整（第2回）においても下記に記載の項目の対象となります。
- 申込内容（希望園の追加、希望順位の変更、父母の状況など）を変更する方は、申込締切日までに書類をご提出ください。

利用調整（第2回）結果通知発送

2月29日（木）頃



- 利用調整の結果を利用調整（第2回）対象者全員に文書で通知します。  
なお、内定されなかった方（中央区民の方のみ）には、保留通知書を送付します。

面接・健康診断（第2回内定者）

3月中旬～下旬（予定）

支給認定証（※）交付

3月末（予定）

4月入園

※登園開始日は園にご確認ください。

（※）「支給認定証」は利用調整結果には関係なく、初めてお申し込みされた方で、保育が必要と認められた方全員に交付します。

### 内定を辞退した場合！

- 申し込みは無効となります。
- 再度、保育園の入園を希望される場合は、改めてお申し込みが必要です。
- 内定を辞退した月から1年間は利用調整における調整指数の加算および優先順位は適用されません。

## 4月第1回内定を辞退される方へ！

保育園の内定を辞退される場合は2月9日を目処に「保育所入所(転園)申込取下届」をご提出ください。また、その後に辞退される場合も速やかなご対応をお願いします。1人でも多くの方を保育園にご案内するためにご協力をお願いします。また、内定辞退の撤回はできかねますのでご注意ください。

### 提出書類

- 詳細については、「令和6年度保育園のごあんない」をご確認ください。
- 申し込みに必要な書類は、提出場所で配布しているほか、中央区のホームページからダウンロードできます。  
(ホームページの場所)  
「中央区役所トップページ」→「子育て・教育」→「子育て」→「保育園・幼稚園など」→「保育園」→「認可保育所」→「申請書・届出書のダウンロード」)
- 下記に記載の書類以外にも、必要に応じて書類を提出していただくことがあります。  
詳しくは「保育園のごあんない」P14～19をご確認ください。



### ○ 新規入園申し込み

- ◇ 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書
- ◇ 保育の必要性を証明する書類(父・母)
  - ・就労証明書、診断書の写し など
- ◇ 保育料などを算定するための書類(父母および家計の主宰者)

### ○ 転園申し込み

- ◇ 保育所転園申込書
- ◇ 保育の必要性を証明する書類(父・母)
  - ・就労証明書、診断書の写し など

#### 注意！

転園先に内定した場合、元の保育園には戻れません。転園内定後に辞退した場合は、現在通っている園も退園になります。

転園の意思がなくなった場合は、速やかに保育所入所(転園)申込取下届をご提出ください。

### ○ 月極延長保育申し込み

- 入園(転園)申し込みとは別に申し込みが必要です。
- 月極延長保育は1歳児クラスから申し込み可能です。
- 父母それぞれ週3日以上お迎えに間に合わない方が対象です。
- ◇ 月極延長保育申込書
- ◇ 就労証明書(父・母)
- ◇ 直近3カ月の勤務実績(父・母)



### ○ 申し込み内容の変更を行う場合・ご家庭や就労などの状況が変更となった場合

- 希望園の追加や希望順位を変更する方は、提出期間中に、子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書兼申請内容変更届をご提出ください。
- 申し込み後に家庭状況(就労、妊娠、住所、連絡先、保育状況等)の変更があった場合は、速やかに必要書類をご提出ください。申込時に提出のあった申込書や保育の必要性を証明する書類の内容と、入園内定または入園決定後の実態に差異があった場合は、入園内定または決定を取り消すことがありますのでご注意ください。

## 出生予定のお子さんの申し込みについて

- 令和6年2月入園申し込み対象者→令和5年12月6日までに出生予定のお子さん
- 令和6年4月入園申し込み対象者→令和6年2月4日までに出生予定のお子さん

### ○ 希望できる保育園

令和6年4月1日現在

地域	保育園名
京橋地域	桜川保育園、八丁堀保育園、まなびの森保育園銀座、アイグラン保育園新川、ミアヘルサ保育園ひびき八丁堀、キャリア保育園八丁堀
日本橋地域	浜町保育園、にしいろ保育園小伝馬町、さくらさくみらい人形町、アイグラン保育園日本橋、アイグラン保育園水天宮、THREE STAR NURSERY 蛸殻町園、コピープリスクールはこざき、さくらさくみらい東日本橋
月島地域	月島保育園、かちどき西保育園、保育所まあむ月島駅前園分園、月島聖ルカ保育園、まなびの森保育園勝どき、アスク勝どき保育園、ほっぺるランド新島橋かちどき、ニチキッズさわやか勝どき6丁目保育園、ポピンズナーサリースクール晴海保育園分園、さくらさくみらい晴海、小学館アカデミー晴海保育園、アスク晴海3丁目保育園

### ○ 提出書類

通常の申し込みに必要な書類のほか、母子健康手帳（表紙と分娩予定日の記載があるページ）の写しが必要です。

- 入所希望月の1日時点で生後57日に満たない場合、翌月入園から利用調整の対象となります（内定した場合でも入園の対象とならず、内定取消となるため、改めて翌月入園で利用調整を行うこととなります。）。
- お子さんが生まれ、出生の届出をされましたら、速やかに変更届と出生証明書の写しを提出してください。入園が内定しても出生の確認が取れない場合は、内定取消となりますのでご注意ください。

## 申し込みに関するQ&Aについて

申し込みについてよくある質問を中央区ホームページに掲載していますのでご参照ください。



<問い合わせ先>

中央区保育課保育入園係

電話03（3546）5227・5387・9587